

公立大学法人北九州市立大学施設管理要綱

(平成17年4月1日)
(北九大規程第51号)

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人北九州市立大学（以下「大学」という。）の管理について必要な事項を定めることにより、大学の秩序の維持及び災害の防止を図り、もって業務の正常な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 校舎等 大学の業務の用に供する建物及びこれに付属する建物その他の工作物等をいう。
- (2) 学内 校舎等及びその敷地並びにグラウンドをいう。
- (3) 予定物 大学の業務の用に供するものと決定した建物（設備を含む。）及びその用地並びにこれらに属する工作物等で、公立大学法人北九州市立大学理事長（以下「理事長」という。）の管理に属するものをいう。

(管理責任者)

第3条 学内の管理に関する事務を行わせるため管理責任者を置き、管理責任者は公立大学法人北九州市立大学会計規則（平成17年北九大規程第56号）第33条に規定する資産管理責任者をもって充てる。

(管理補助者)

第4条 管理責任者の事務を補助するため、管理補助者を置き、管理責任者が指定する職員をもって充てる。

- 2 管理補助者は、学内の管理に関し、管理責任者が指定する軽易な事項を処理することができるものとする。
- 3 管理責任者に事故があるとき又は管理責任者が欠けたときは、管理補助者がその職務を行う。

(室内管理者)

第5条 管理責任者の管理に属する学内にある各課（室等を含む。以下同じ。）の事務室（各課の所管する会議室、倉庫等を含む。）の管理に関する事務を分担させるため室内管理者を置き、当該各課の長（室等にあつては、これに相当する者）をもって充てるものとする。

(火元取締責任者)

第6条 管理責任者は、その定める学内の場所ごとに火元取締責任者を置き、学内の火元取締りに当たらせる。

(職員等の義務)

第7条 職員並びに学内で事務等を行うことを許可された者及びその従事者は、学内を常に良好な状態で使用し、かつ、管理責任者その他の関係職員が、学内の管理上必要な事項を指示したときには、これに従わなければならない。

(許可を必要とする行為)

第8条 学内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理責任者の許可を受けなければならない。

- (1) 寄付金の募集、保険の勧誘、物品の販売その他これらに類する行為
- (2) 宣伝その他これに類する行為
- (3) テント、柵その他これらに類する施設を設ける行為
- (4) 引火性の物、爆発性の物、劇薬性の物その他の危険性の物を持ち込む行為
- (5) 印刷物、図画、ポスター、看板、旗、ビラ、のぼり、懸垂幕、立札、プラカードその他宣伝板等を掲示し、又は結着する行為

ル
キ
ャ
ン
パ
ル
ス
授
業
料
学
生
支
援
学
生
相
談
メ
新
ッ
入
生
セ
ー
ジ
の
海
外
留
学
交
流
セ
ン
タ
ー
国
際
教
育
バ
イ
オ
ニ
ア
北
九
州
グ
ロー
バ
ル
就
職
・
進
路
課
外
活
動
北
九
州
カ
ン
パ
ス
図
書
館
利
用
方
法
利
バ
用
ソ
方
コ
法
ン
研
地
域
究
戦
略
所
セ
基
ン
盤
タ
教
育
セ
地
域
共
生
タ
教
育
例
規
等

- (6) 団体見学
- (7) 集会その他これに類する行為
- (8) 門扉閉鎖後又は日曜日、休日等に学内に入出入りする行為
- (9) その他前各号に準ずる行為

2 前項の許可を受けようとする者は、許可申請書を管理責任者に提出しなければならない。

3 管理責任者は、第1項の規定による許可について、学内の管理上必要な条件を付することができるものとする。

(禁止行為)

第9条 学内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 大学運営を妨げ、若しくは妨げるおそれがある行為又は学内の本来の用途を阻害し、若しくは阻害するおそれがある行為
 - (2) 学内の施設、設備等を毀損し、若しくは学内の美観を損なう行為又は不衛生的な行為
 - (3) 面会を強要し、又は乱暴な言動をする行為
 - (4) 凶器又は爆発物、劇毒物その他の危険物を所持し、又は持ち込む行為
 - (5) 座込み、立ちふさがり、他人の身辺に群がる行為その他これらに類する通行の妨害になる行為又はこれらの行為をしようとする行為
 - (6) 爆発若しくは引火のおそれがある物の付近及び廊下、車庫、倉庫等で喫煙し、又は火気を取り扱う行為
 - (7) 管理責任者が定める立入禁止の区域又は場所に立ち入る行為
 - (8) 騒音又は高音を発する行為
 - (9) その他前各号に準ずる行為
- (駐車等の制限)

第10条 管理責任者は、管理上必要があるときは、学内での駐車若しくは学内への車両の入場を制限し、又はこれらを禁止することができる。

(違反行為に対する処置)

第11条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を取り消し、違反事項の是正を命じ、又は行為の禁止若しくは物件の撤去を命じ、その他必要な処置をとることができる。

- (1) 第8条第1項の規定による許可を受けないで、同項各号の行為をした者
 - (2) 第8条第3項の規定による許可に付した条件に違反した者
 - (3) 第9条に規定する禁止行為をした者
 - (4) 管理責任者、管理補助者、室内管理者その他の関係職員の指示に従わない者
- (退去命令)

第12条 理事長は、前条の規定による管理責任者の命令又は処置に従わない者に対し、学内からの退去を命じ、又は校舎若しくは学内への入場を拒むことができる。

(予定物についての準用)

第13条 第3条、第4条及び第6条から前条までの規定は、予定物について準用する。この場合において、必要な読替えは、次の表のとおりとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。